

希望苑介護相談センター運営規程

第1条 事業の目的

利用者の心身の状況・環境に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健・医療・福祉サービスを多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう、介護支援専門員が配慮する。

この事業は介護保険法の理念に基づき、要援護状態等となった場合においても利用者が可能な限り居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的とする。

第2条 運営の方針

市町村及び他の指定居宅介護支援事業者・介護保険施設等との連携を図り、利用者の意思・人格を尊重し、利用者の立場に立った指定居宅サービス等が公正中立に提供されるよう努める。

第3条 事業者の名称等

事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 希望苑介護相談センター
- (2) 所在地 山本郡三種町鹿渡字町後250-2

第4条 職員

- (1) 管理者兼介護支援専門員 1名

管理者兼介護支援専門員は、事業所全般の管理運営にあたりると共に利用申込者又はその家族からの申出による居宅サービス計画の作成を行ない、適切な居宅サービスの提供が出来るようサービス事業者等との連絡調整を行う。

- (2) 介護支援専門員 2名

介護支援専門員は、利用申込者又はその家族からの申出による居宅サービス計画の作成を行ない、適切な居宅サービスの提供が出来るようサービス事業者等との連絡調整を行う。

第5条 営業時間及び営業日

- (1) 営業時間は、午前8時30分から午後5時30分までとする。
- (2) 営業日は、日曜日、祝日及び12月29日から翌年1月3日までを除く毎日。
- (3) ただし理事長が認めた場合、その限りではない。

第6条 指定居宅介護支援及び指定予防居宅介護支援の提供方法

- (1) 指定居宅介護支援事業及び指定予防居宅介護支援事業について、予め利

用申込者又はその家族に対し内容及び手続きの説明、同意を得て実施する。

- (2) 課題分析票は「居宅サービス計画ガイドライン」様式使用。
- (3) 利用者の相談受付場所は希望苑居宅介護支援事業所内相談室等を基本とするが、状況に応じて最も効率的な場所とする。
- (4) 介護支援専門員の居宅訪問頻度は必要に応じて随時実施する。

第7条 指定居宅介護支援及び指定予防居宅介護支援の内容

- (1) 居宅サービス計画の作成
 - ①サービスの選択に必要な情報の提供
 - ②利用者が自立した日常生活を営めるように支援する上で解決すべき課題の把握
 - ③居宅サービス計画の原案作成
 - ④サービス担当者との連絡調整
 - ⑤居宅サービス計画に対する利用者の同意
- (2) サービス実施状況の継続的な把握・評価
- (3) 介護保険施設等への紹介等
- (4) 医療との連携
- (5) 居宅介護支援は介護支援専門員1人当りの標準担当件数45件を限度とする。

第8条 利用料

- (1) 指定居宅介護支援及び指定予防居宅支援を提供した際は、利用料として、法第46条2項に規定する費用の額の支払を受ける。
- (2) 前項の利用料の他、通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において行う訪問に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。
 - ① 通常の事業の実施地域を超えた地点から片道20キロメートル未満800円
 - ② 通常の事業の実施地域を超えた地点から片道20キロメートル以上1,000円
- (2) 前第1項の利用料の支払を受けた場合は、当該利用料の額等を記載した指定居宅介護支援提供証明書を利用者に対して交付する。

第9条 事業実施地域

- (1) 三種町琴丘地域内
- (2) 理事長が認めた場合はその限りでない。

第10条 守秘義務

- (1) 介護支援専門員その他の従事者は、正当な理由なく、業務上知り得た

- 利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
- (2) 事業者は、介護支援専門員その他の従事者であった者が、正当な理由なく、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう必要な措置を講じる。
 - (3) サービス担当者会議等において、利用者又は家族の個人情報を用いる場合は、利用者又は家族の同意をあらかじめ文書により得ておかなければならない。
 - (4) 退職後も上記による守秘義務を遵守する責務を負う。

第11条 記録の整備

- (1) 従業者、設備、備品及び諸記録を整備しておかなければならない。
- (2) 居宅介護サービス計画、サービス担当者会議等の記録その他指定居宅介護支援の提供に関する記録を整備しておくとともに、その完結の日から2年間保存しなければならない。

第12条 事故発生時の対応

- (1) 事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援及び指定予防居宅支援の提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。
- (2) 事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録を行わなければならない。
- (3) 事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援及び指定予防居宅支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行わなければならない。

第13条 虐待の防止のための措置に関する事項

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
 - (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
 - (4) 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
 - (5) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備。
 - (6) その他虐待防止のために必要な措置。
- 2 事業所は、サービス利用中に、当該事業所従業者又は養護者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に報告するものとする。

第14条 身体拘束等の適正化推進事項

- (1) 身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。

- (2) 身体拘束等の適正化を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他従業員に周知徹底を図る。
- (3) 身体的拘束等の適正化の為の指針を整備する。
- (4) 介護職員その他の従業員に対し、身体的拘束等の適正化の為の研修を定期的実施する。

第15条 業務継続計画の策定等

- (1) 事業所は、感染症や非常災害時の発生において、利用者に対する居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制での早期の業務再開を図る為の計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずる。
- (2) 事業者は従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。
- (3) 事業所は定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

第16条 その他

この規程に定めるもののほか、事業運営について必要な事項は別に定める。

附 則（施行期日）

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

平成18年4月1日一部改正(第3条所在地、第9条事業の実施地域)

平成19年4月1日一部改正(第5条営業時間、営業日)

平成20年4月1日一部改正(第5条営業時間、営業日)

平成24年8月1日一部改正(第3条事業所の名称、第4条職員、第5条営業日)

平成28年4月1日追加(第7条(5)追加)

令和3年4月1日追加 第13条 虐待の防止の措置に関する事項

令和6年4月1日追加 第14条 身体拘束等の適正化推進事項

令和6年4月1日追加 第15条 業務継続計画の策定等

令和6年4月22日追加 第6条、第7条、第8条(1)、第12条(1)

居宅介護支援費 料金表

* 居宅介護支援費には、利用者負担は御座いません。

要介護の認定を受けている方

名称	単位数	介護報酬
居宅介護支援 I i 1 (要介護 1・2)	1086 単位	10860 円
居宅介護支援 I i 2 (要介護 3・4・5)	1411 単位	14110 円
特定事業所加算Ⅲ	323 単位	3230 円

その他、必要に応じ加算を算定する事があります。

名称	単位数	介護報酬
初回加算	300 単位	3000 円
入院時情報提供加算 I	200 単位	2000 円
入院時情報提供加算 II	100 単位	1000 円
退院・退所加算 I イ	450 単位	4500 円
退院・退所加算 I ロ	600 単位	6000 円
退院・退所加算 II イ	600 単位	6000 円
退院・退所加算 II ロ	750 単位	7500 円
退院・退所加算Ⅲ	900 単位	9000 円
通院連携加算	50 単位	500 円
緊急時等居宅カンファレンス加算	200 単位 月 2 回まで	2000 円
ターミナルケアマネジメント加算	400 単位	4000 円

要支援の認定を受け、指定予防介護支援事業所対象の方

予防居宅介護支援	472 単位	4720 円
* 初回加算	300 単位	3000 円

要支援の認定を受け、地域包括支援センターより委託を受けている方

予防ケアマネジメント	442 単位	4420 円
* 初回加算	300 単位	3000 円
* 委託連携加算	300 単位	3000 円